

第5回尼崎市都市計画審議会

報 告 事 項

平成30年11月20日

尼崎市都市計画審議会

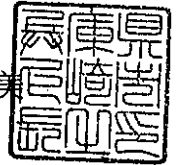
第5回尼崎市都市計画審議会報告事項目録

番号	区分	件名	備考	ページ
1	報告事項 第7号	尼崎市都市計画マスタープランの中間総括について		7-1

尼都計第 4010 号
平成 30 年 11 月 20 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市報告事項第 7 号
尼崎市都市計画マスタープランの中間総括について

みだしのことについて、別紙のとおり報告を行います。

以 上
(都市計画課)

尼崎市都市計画マスタープランの中間総括について

1 背景

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき定める「都市計画に関する基本的な方針」で、都市計画の目標となる望ましい都市像と都市整備の方針、また、その実現のための施策を総合的、体系的に示す計画である。本市では、平成 9 年 5 月に策定し、その後尼崎市総合計画の策定を踏まえ平成 26 年 3 月に改定を行った。

改定後の都市計画マスタープランは、平成 26 年度から 35 年度までの 10 年間を計画期間としており、平成 30 年度は中間時期である 5 年目にあたる。都市計画マスタープランでは 5 年ごとまたは社会情勢等の変化に応じて見直しすることとしていることから、都市計画基礎調査・現況調査や各種統計調査の結果、市の施策評価等を活用し、毎年度都市計画マスタープランで示す方針の進捗状況の把握に努めている。

今回、前述の毎年度の進捗状況の把握に加え、方針に関連する施策の進捗状況及び上位計画である尼崎市総合計画や阪神間都市計画区域マスタープラン、関連計画である尼崎市立地適正化計画等の策定・改定内容等を確認し、中間見直しの必要性について検討した結果、都市計画マスタープランで定めている方針の変更の必要性はないと判断し、見直しは行わないこととした。しかしながら、平成 29 年度に上位計画である尼崎市後期まちづくり計画が策定され、前期計画の考え方をもとに新たな取組や今後重点的に取り組んでいく項目が示されていることや、個別の事業については既に完了しているものもあること、市民・事業者へのより一層の周知を図って行く必要があることなどから、これまでの進捗状況及び今後の取組の方向性をまとめた都市計画マスタープランの中間総括を行うこととした。

2 中間総括の位置づけ

下記の（１）及び（２）を行うことにより、都市計画マスタープランの推進及び市民・事業者への周知を図り、後半期間の施策展開に活用するとともに、次期都市計画マスタープランの改定の際の資料とする。

- （１）これまでの各事業の実績及び進捗管理の指標の推移をとりまとめ、前半期間の都市計画マスタープランで示す方針の進捗状況及び方針に沿って取組が進められていることについて確認する。
- （２）都市計画マスタープラン改定後の新たな取組等についても、後期まちづくり計画に示されている重点取組項目との整合を図りつつ、今後 5 年間の取組の方向性について示す。

3 構成及び内容

目次（案）は別紙のとおり。

今回は、都市計画マスタープランの「第 3 章 分野別まちづくり」において示している 6 つの分野ごとに定めている方針に対し、「方針に関連する事業・施策の実施状況」（平成 26 年度から 30 年度）及び「今後の取組の方向性」（平成 31 年度から 35 年度）について示す。

4 その他

別途現況課題図・方針図を現在の状況に合わせて時点修正を行い、都市計画マスタープランの別冊図面集として作成する。

5 今後のスケジュール

平成31年1～2月	都市計画審議会にて報告（中間総括及び図面集の最終報告）
平成31年3月末	中間総括及び図面集の公表

以 上

尼崎市都市計画マスタープラン中間総括 目次（案）

1 概要

- (1) 都市計画マスタープランとは
- (2) 中間見直しについて
- (3) 中間総括の位置づけと役割

2 中間総括

- (1) 都市計画マスタープランの進捗管理の方針
- (2) 「まちづくりの基本方針」に係る進捗
- (3) 「分野別まちづくり」に係る実施状況及び今後の取組の方向性

(参考資料)

上位計画・関連計画一覧

用語集

(3) 「分野別まちづくり」に係る実施状況及び今後の取組の方向性

都市計画マスタープランの「第3章 分野別まちづくり」においては、「第2章 まちづくりの基本方針」で設定した「めざすまちの姿」の実現のため、「土地利用」「都市交通」「市街地整備」「都市環境」「都市景観」「都市防災」の6つの分野ごとに、本市の現況・課題及びまちづくりの方針について示しています。

これらの方針については、国等が行う各種統計調査や都市計画法に基づく都市計画基礎調査・現況調査の結果等から指標を設定し、各年度の進捗状況を把握しているほか、都市計画マスタープランに基づく事業・施策等の実績についても把握し、進捗の確認を行っています。(必ずしも方針に対して直接的に評価を行うための指標でないもの(参考数値として把握しているもの)も含む。)

ここでは、指標の推移及び事業・施策等の実績のまとめ、各方針の進捗状況をお知らせするとともに、計画期間の後半に取り組んでいくことの方向性について示します。

I. 土地利用（本編 P.27 - 36）

（方向性）

今後の人口予想を見据えて人口、産業の転入・定着や産業の活性化を図るため適切な土地利用の誘導を行います。また、地域の特性を生かしたきめ細かなまちづくりを進め、市民・事業者が自らの住まいや地域に愛着を持ち、主体的に取り組むことにより良好な環境を形成します。さらに、交通だけでなく、買い物や福祉、医療、公共建築物が充実した利便性の高い魅力と活力のある都市空間の創出をめざします。

1 住宅地（本編 P.29 - 30）

【方針】

子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入につながる良好な住環境を創出し、住み続けたい、住んでみたいと思われる魅力的なまちをめざします。

- ①専用住宅地の住環境を保全します。
- ②地区の特性に応じて良好な住環境の形成を図ります。
- ③住宅地の住環境改善を促進します。
- ④大規模な土地利用転換の適正な土地利用を誘導します。

【進捗管理のための指標】

- ・現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	69.4	83.2	81.7	83.5	79.6

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・平成 28 年度末に策定した「尼崎市立地適正化計画」において、暮らしの満足度や利便性の向上を図るために、住居系用途地域に指定している地域を居住誘導区域に設定しました。
- ・きめ細かなまちづくりを誘導するため、地区計画制度を補完する「地区まちづくりルール制度」を平成 28 年度に創設し、ルールの策定及び定着に向けた活動が進んでいます。（登録まちづくり活動団体数：5、認定ルール数：3）
- ・良好な住環境の保全及び地域の豊かなまちづくりの形成を目的として、平成 29 年度に「塚口北地区地区計画」が策定され、同地区において地区まちづくりルールの活用による良好な住環境形成に向けた活動が始まっています。
- ・大規模な公共建築物跡地については地域の声を聞きながら土地活用方針を定め、住宅地として活用する場合はファミリー世帯の定住・転入を促進するため、プロポーザル方式による事業者の選定を行っています。
- ・高齢期に適した住宅・住環境の整備を促進し、分譲マンションを地域における良好なストックとしていくため、平成 26 年度から分譲マンションの共用部分のバリアフリー化工事を実施する場合に、市がその改修費の一部を補助する「分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業」を実施しています。

「分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業」の助成件数（単位：件）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	-	9	5	2	3

- ・市内の空家は平成25年の住宅・土地統計調査によると、賃貸用でも売却用でもないその他の住宅（一戸建て及び長屋建て・共同住宅等）の空家は8,830戸あり、そのうち腐朽・破損がない住宅は5,520戸となっています。
- ・今後空家になる可能性が高い住宅も多くあることから、市内の空家の増加の抑制に向けて、空家の流通・利活用の促進を図るとともに、子育てファミリー世帯の定住・転入を促進するため、子育てファミリー世帯及び新婚世帯が一戸建て空家を取得し、改修する場合に、その改修費の一部を補助する「子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業」を平成30年7月から実施しました。

【今後の取組の方向性】

- ・引き続き地区計画やまちづくりルール制度等様々な制度の活用により、地区の特性に応じた良好な住環境の形成及び防災性の向上を目指した地域の活動への支援を行います。
- ・中高層建築物は周辺に与える影響が大きく建築紛争になることもあり、地区計画等個別の対応を行っていますが、住宅地の住環境保全のため、建築物の形態規制の見直しに取り組みます。
- ・公共建築物跡地は、原則として売却する中で、ファミリー世帯の定住・転入の促進につながる優良な住宅地になるよう検討を進めるほか、地区計画や地区まちづくりルール制度の活用を事業者に促します。
- ・ゆとりある住環境づくり、住宅の居住性・定住性の向上、地震や火災に備えた安全・安心のまちづくり、少子高齢化社会に対応した住まい施策等の課題に対応することを目的に、最低敷地面積の望ましい基準に関する検討を進めていきます。
- ・平成29年度に策定した「尼崎市空家等対策計画」に基づき、リフォーム等の実施の支援等による空家等の流通・利活用の促進や、利活用が難しい空家等の除却・建替え・跡地活用を促進します。
- ・住宅施策における定住・転入促進については、人口や土地利用の動態等を踏まえて、エリアを定めるなど、狙いを明確にし、効果的な施策を検討します。
- ・住まいやまちづくりに関する施策のあり方を示す「尼崎市住宅マスタープラン」について、平成32年度末までに改定します。

2 商業・業務地（本編 P.30 -31）

【方針】

地域特性に応じた、利便性の高い魅力的でにぎわいのあるまちづくりを進めます。

- ①活力と魅力のあるまちづくりを誘導します。
- ②地域に調和したまちづくりを誘導します。

【進捗管理のための指標】

- ・市内で、便利で魅力的な買い物ができていると思う市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	82.1	87.8	85.7	85.1	83.4

- ・商業地域、近隣商業地域（約 252ha）における新築物件の平均容積率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	90.3	90.3	138.7	243.2	

- ・商業地域、近隣商業地域（約 252ha）のうち商業・業務地としての土地利用面積の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	22.7	22.7	21.8	22.7	

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・平成 28 年度末に策定した「尼崎市立地適正化計画」において、医療、福祉、商業などの都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、各種サービスの効率的な提供が図られることを目的に、広域拠点及び地域拠点として位置付けている駅周辺の商業地を、都市機能誘導区域に設定しました。
- ・広域拠点では宿泊施設の整備を促進し、併せて良好な都市空間の創出を図ることを目的に、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針を平成 29 年度に策定しました。
- ・JR 尼崎駅南側では都市機能の集積と高度利用促進のための検討を進めています。
- ・「尼崎市商業立地ガイドライン」に基づき、地域の特性に配慮した商業施設の誘導と規模の制限を図り、活力と魅力ある地域に調和したまちづくりを進めており、平成 29 年度の用途地域変更に伴い、一部見直しを行いました。
- ・商業の活性化については、商店街等の空き店舗の活用や商店街の魅力を向上させようとする商業者に対して補助を行う等の取組を行っています。

空き店舗の活用補助事業件数及び補助額（件数：件、補助額：千円）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
件数	6	9	9	10	9
補助額	1,399	1,871	2,745	3,350	2,867

商店街の魅力向上補助事業件数及び補助額（件数：件、補助額：千円）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
件数	9	11	10	12	11
補助額	2,783	2,471	2,584	2,280	2,626

【今後の取組の方向性】

- ・ 尼崎城の再建を契機として、観光の観点から地域の魅力をさらに高め、交流人口の増加や地域経済の活性化、地域への誇りと愛着の醸成につなげる観光地域づくりに取り組むとともに、近年のインバウンドを中心とした多様な宿泊ニーズへの対応についても検討します。
- ・ 駅周辺の商業地については、駅またはエリア毎の特性を分析し、利便性を活かした都市機能の集積は維持したうえで、それぞれの地区の特性に応じた土地利用誘導方策が必要であり、広域拠点である阪神尼崎駅周辺は観光地域づくりと併せ、民間開発の適切な誘導のための方針について検討します。
- ・ 空き店舗の増加や老朽化が進む市場・商店街等の近隣型商業地では、建築物の建替え等を見据え、周辺の住環境を考慮した高さや容積率などの適正な規模について、商業地の役割や方向性を踏まえながら検討します。
- ・ 商業の活性化に向けて、引き続き空き店舗の活用補助事業及び商店街の魅力向上補助事業を実施します。

3 工業地（本編 P.31 - 34）

【方針】

優れた交通ネットワークや多様なものづくり産業の集積など本市の特性を活かし、産業活力の維持、向上を重視しながら、地区の特性に応じた土地利用を誘導します。

- ①内陸部工業地は操業環境の維持・保全を基本として、地区の特性に応じた土地利用を誘導します。
- ②臨海工業地は良好な操業環境を保全するとともに、水際を活用した魅力あるまちをめざします。

【進捗管理のための指標】

- ・内陸部工業地の土地利用誘導指針の対象範囲（約 943ha）における用途地域の見直し、高度地区、特別用途地区の設定等、対策を行った面積の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	10.1	10.1	10.1	10.1	

- ・臨海工業地域（約 721ha）における世帯数（単位：世帯）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	475	464	482	470	

- ・元浜、大浜地域における尼崎宝塚線の整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	84.2	91.2	97.7	98.4	100.0

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・平成 28 年度末に策定した「尼崎市立地適正化計画」において、操業環境の維持・保全を基本としつつ、既存産業の高度化や研究開発機能の集積など都市型産業への転換などを図ることを目的として、JR 尼崎駅西側の工業地を産業誘導区域（都市機能誘導区域に準ずる区域）に設定し、併せて JR 尼崎駅南地区については、「JR 尼崎駅周辺（南地区）の土地利用誘導方針」を平成 28 年度に策定しました。
- ・住工複合地における住環境の保全及び工場と住宅の共存への対応として、準工業地域に対し、地区特性に応じた、高度地区（高さ規制）の指定に取り組んでいます。
- ・JR 塚口駅東側の工場跡地における大規模な土地利用転換において、適正な土地利用誘導のために平成 26 年度に「JR 塚口駅東地区地区計画」を策定し、既存の操業環境との調和を図っています。
- ・尼崎市企業投資活動促進条例（平成 30 年 4 月に尼崎市企業立地促進条例より改正）に基づく企業の設備投資への支援や、工場立地法の特別措置条例（尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例（平成 22 年 4 月施行））に基づく緑地等面積率の緩和措置により、工業地における操業環境の維持・保全を図っています。

「尼崎市企業投資活動促進条例」に基づく企業の認定件数（単位：件）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	8	6	3	11	5

「工場立地法の特別措置条例」に基づく緑地等面積率の緩和措置実施件数（単位：件）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	7	1	3	7	8

- ・臨海工業地では、企業立地の促進や緑地整備等水際を活用した魅力あるまちづくりを進めています。

【今後の取組の方向性】

- ・内陸部工業地については、平成 19 年度に策定した「内陸部工業地の土地利用誘導方針」に基づき、工業系指向地域に設定している地区への特別用途地区等の指定や、住環境及び操業環境双方の保全を目的として「住工共存型特別用途地区」に指定している地区の実態調査を行うなど、引き続き地区の特性に応じた土地利用を誘導できる施策の検討を行います。
- ・JR 尼崎駅南地区については、駅周辺の工業地における都市機能の誘導のため、「JR 尼崎駅周辺（南地区）の土地利用誘導方針」に基づき、多様な用途の導入による都市機能の集積と容積率の緩和等、高度利用の促進に向けた検討を行います。
- ・臨海工業地については、港湾緑地 10.2ha 部分の整備を進めるほか、兵庫県からのフェニックス用地の分譲予定に合わせ、事業所誘致の周知に努め、産業集積の維持を図ります。
- ・引き続き企業への支援等を行うほか、工業地内の福祉施設や住宅等の開発にかかる基準について検討を行い、操業環境の維持・保全を図ります。

4 自然、緑地、農地など（本編P.34）

【方針】

市内に残る緑や水辺、農地などの資源を活用し、市民などの憩いの空間、生活にうるおいをもたらす自然環境を保全・創出し、都市環境の向上を図ります。

【進捗管理のための指標】

- ・生産緑地地区の指定面積（単位：ha）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	79.9	78.2	77.4	76.0	74.6

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・農業従事者の減少等に伴い、農地面積が減少し、宅地化が進む傾向にあります。
- ・平成28年度の都市農業振興基本計画により、農地は都市に「あるべきもの」と位置付けられ、これを受けた平成29年度の実産緑地法の改正において、生産緑地地区の指定要件が緩和されたことから、本市においても農地保全を目的に、平成29年度に一団地の生産緑地として認められる要件を緩和し、さらに面積要件についても平成30年度に「500㎡以上」から「300㎡以上」へと緩和する条例を制定しました。
- ・平成29年度に農地の利用実態と農業経営の実情について把握するため市内の農家を対象にアンケートを実施しました。その結果を踏まえ、平成29年度に意欲のある農業者に対し、安定して営農を継続していくための支援策として「尼崎市認定農業者制度」を創設しました。

【今後の取組の方向性】

- ・指定から30年を経過した生産緑地地区を引き続き同様の扱いとする「特定生産緑地制度」が創設されたことを受け、平成34年までに指定を行うとともに、生産緑地制度に関し改めて周知を行い、生産緑地地区の指定面積の維持に努めます。
- ・用途地域に新たに追加された田園住居地域や各種都市計画制度の活用による農地の保全、活用方策については、農家の意向を踏まえて農地の将来の方向性を明らかにした上で指定の必要性について検討します。
- ・平成30年度に制定された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」において、農地の貸借に関する制限が緩和されたことを活用し、生産緑地の貸借を促し、生産緑地の維持保全に努めていきます。
- ・都市農業をとりまく環境の変化、市民の意識やニーズに対応していくため、農家アンケートの結果の分析を進めながら、将来を見据えた有効な農地保全、農業振興策の実施に繋げていきます。

5 公共建築物（本編 P.35）

【方針】

公共建築物については、人口推移などを見据えた再配置と機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として活用します。

【進捗管理のための指標】

- ・ 尼崎市立学校施設耐震化推進計画における小中学校の耐震化率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	71	82	97	97	99

- ・ 公共施設の床面積の削減（累計）（単位：千㎡） ※H24 年度末からの増減

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	10	3	△54	△16	△34

※第 1 次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針 1：圧縮と再編の取組）において平成 38 年度末で約 19.3 万㎡（約 10％）の床面積の削減を目標としています。

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 市民活動や災害時の拠点として利用する小中学校の耐震化は、「尼崎市立学校施設耐震化推進計画」に基づき、概ね完了しました。
- ・ 平成 26 年度に中長期的な視点で計画的・戦略的に施設の保有、処分、維持、活用等を行い、身の丈にあった保有量・規模となるようマネジメントしていく必要があることから、今後 35 年間で本市の公共施設保有量を 30%以上削減する数値目標を掲げた「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。
- ・ 平成 27 年度に国からの要請に基づき市有建築物やインフラ系施設（公共施設等）に係る方針・計画について取りまとめた、「尼崎市公共施設等総合管理計画」を策定しました。
- ・ 平成 29 年度に尼崎市公共施設マネジメント基本方針に掲げる取組を進めていくため、今後の方向性を定めるための施設評価を行ったうえで、見直し等対象施設を抽出し、それらに係る今後 10 年間の対応の方向性を示す「第 1 次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針 1：圧縮と再編の取組）」を策定するとともに、平成 30 年度に「今後 10 年間の具体的な取組予定（素案）」を公表しました。（予定）
- ・ 市営住宅については、耐震化の推進や管理戸数の漸減を図るために平成 28 年度に「尼崎市営住宅建替等基本計画」を策定し、計画的に建替等事業を進めています。
- ・ 支所と地区会館については、中央地区を除き防災機能を備えた地区のコミュニティ創造の拠点づくりを進めるため、複合施設として建替えを進めています。

【今後の取組の方向性】

- ・ 平成 29 年度に策定した尼崎市公共施設マネジメント計画（方針 1：圧縮と再編の取組）における見直し等対象施設について、量の縮減による経費削減のみならず、防災対策としての建築

物の耐震性の確保、省エネルギー化、複合化による新たな交流の場の創出、市民活動の一層の促進に寄与するよう、今後のまちづくりに活かすべく効果的に取組を進めていきます。

II. 都市交通（本編 P.37 - 46）

（方向性）

「過度に自動車に頼らない、歩いて暮らせる都市環境の形成」に向けて、南北間の移動を支える機能の確保など既存の公共交通における利便性の維持、向上を図るとともに、徒歩や自転車利用を促すといった市民生活を支え、まちづくりの方向性と整合するような交通政策の検討に取り組みます。

また、臨海部をはじめ長期的展望に立った都市計画道路網の強化、鉄道駅と幹線道路などのアクセス性の向上や、駅前広場などの機能強化などに取り組みるとともに、高齢者や障がい者、小さい子ども連れの人など、誰もが安全で快適に移動できる、ユニバーサル社会に対応した交通空間の形成を図ります。

1 公共交通（本編 P.39 - 40）

【方針】

鉄道やバス交通の機能維持及び利用促進を図ります。

【進捗管理のための指標】

- ・ 鉄道乗客数（1日平均：10万人当たり）（単位：人/日）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	49,311	50,350	50,453	50,482	

- ・ 阪神バス(株)（旧尼崎市営バス）、尼崎交通事業振興(株)利用者数（1日平均：10万人当たり）（単位：人/日）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	7,998	7,807	7,900	10,459	

※旧市営バスから民間事業者へ移管されたH28年度より、算出方法が一部変更となっている。

- ・ 阪神バス(株)（旧尼崎市営バス）、尼崎交通事業振興(株)の1日平均運転キロ数（単位：km）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	11,589	11,365	11,345	11,621	

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 将来にわたって市民にとって必要なバス交通サービスを確保する観点から、平成28年3月に尼崎市営バス事業を民間事業者に移譲しました。
- ・ 過度に自動車に頼ることなく、様々な交通モードが有機的に連携し、誰もが移動しやすい交通環境の実現を目指し、平成28年度に「尼崎市地域交通計画」を策定し、公共交通の利便性向上、環境や健康にも配慮した交通手段への転換促進などを進めています。
- ・ 福祉のまちづくりの実現を図るため、駅舎のバリアフリー化を促進することで、誰もが安全で円滑に駅舎を利用できるよう、駅舎へのエレベータ等設置に係る費用の一部について補助事業

を進めています。平成 30 年 3 月に JR 塚口駅西口の設置工事が完了し、阪急園田駅は平成 31 年度のエレベータ設置に向けて取組を進めています。

【今後の取組の方向性】

- ・「尼崎市地域交通計画」に基づき、目的地へより効率よく移動できるよう移動目的などに対応するバスネットワークの改編を行います。また、過度な自動車利用から公共交通などの適度な利用へ自発的な転換を促すモビリティ・マネジメントの推進を行います。高齢者・障害者などに対しては、引き続き公共交通による外出を支援し社会参加を促進するため、バス運賃の助成を行います。

2 道路 / 3 駅前広場（本編 P.41 - 44）

【方針】

（道路）

- ①長期的な展望に立った都市計画道路網の検討を行います。
- ②災害に強い道路網の整備を進めます。
- ③橋梁の長寿命化に取り組みます。
- ④計画的かつ効率的に道路の整備を進めます。
- ⑤幅の狭い道路の解消に取り組みます。
- ⑥歩行者や自転車利用者の安全性や快適性の向上を図ります。

（駅前広場）

- ①都市景観や快適性に配慮した整備に努めます。
- ②交通結節機能の向上を図ります。

【進捗管理のための指標】

- ・都市計画道路の整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	85.7	85.8	86.1	88.8	89.0

※H28 年度に都市計画道路網の見直しを行ったことにより、整備率が上昇しています。

- ・都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	75.2	83.2	79.2	82.0	80.5

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・長期未着手の都市計画道路について見直しを行い、5 路線の廃止を含む 12 路線について平成 28 年度末に都市計画変更を行いました。
- ・老朽化が進む橋梁の長寿命化を図るため、平成 26 年度末に策定した「尼崎市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、703 橋のうち平成 29 年度末までに 24 橋の工事を完了しました。
- ・幅の狭い道路は市内全域にあります。特に防災上の課題を抱えている老朽住宅が密集する防災街区整備地区計画区域内では、壁面位置の制限や道路空間整備事業の実施に加え、地区まちづくりルールを活用による地域の活動により道路空間の確保に取り組んでいます。
- ・歩行者や自転車利用者の安全性や快適性の向上を図るため、平成 26 年度末に「尼崎市自転車ネットワーク整備方針」を定め、自転車の走行空間の整備を進めています。（整備済延長約 7.5km）
- ・平成 29 年中の人身事故件数に占める自転車関連事故件数の割合は兵庫県下で 23.2%であるのに対し、尼崎市では 39.6%（840 件）と兵庫県下で最も高い割合ですが、過去 10 年間ではじめて 40%を下回りました。引き続き自転車事故防止に向けて交通安全事業を進めます。
- ・自転車の持つメリットを最大限に活かすことのできる「自転車のまちづくり」を推進していく

ため、「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」を平成 29 年 10 月に施行し、「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」を平成 30 年 3 月に策定し、市による指導を開始したほか、「尼崎市自転車ネットワーク整備方針」などの個別計画とも連携し、市民・事業者とともに総合的に自転車のまちづくりを進めています。

＜平成 29 年度の交通ルールの順守・マナーの向上に係る取組事例＞

自転車適正利用指導	条例に基づく指導回数は 86 回、指導カードの配布は 390 枚（平成 29 年 10 月から）
自転車教室開催	小学校 42 校中 41 校（98%）、中学校 19 校中 18 校（95%）、高校 14 校中 11 校（79%）で実施 老人会の集まりやデイサービス等で高齢者の方に交通安全教室を実施
自転車安全運転の日キャンペーン	警察などの関係機関と連携し、市内の駅前などで交通安全グッズやチラシ等を配布しながら声掛けするなどして、啓発活動を実施（毎月 23 日）

- ・道路の改良等工事に合わせて歩道の段差解消等に努めています。
- ・JR 塚口駅東側の工場跡地における開発において、地区計画を定める中で、駅前ロータリーが設置されました。
- ・阪急武庫之荘駅北ロータリーについて、地元とワークショップを実施し、県警や交通事業者等と協議を行うなど整備案を調整しています。

【今後の取組の方向性】

- ・都市計画道路の整備について、事業着手時期を予め明らかにし、計画的かつ効率的に進めるために定めている「尼崎市都市計画道路整備プログラム」を平成 31 年度を目途に改定します。
- ・臨海部の交通対策及び大阪湾バイエリア各地との連携を図るため、尼崎伊丹線の国道 2 号から国道 43 号間を整備するとともに、五合橋線と尼崎伊丹線との接続、五合橋線の拡幅整備など、道路ネットワークの強化を検討します。
- ・橋梁の定期点検結果を踏まえた「尼崎市橋梁長寿命化計画」の見直しを行い、計画に沿った整備を進めていきます。
- ・防災街区整備地区計画区域内の地区施設等において建替え等に伴い道路後退した部分の舗装及び側溝整備等を市が行い、道路空間の確保を引続き図ることに加え、地区まちづくりルールの定着に向け地元の活動を支援します。
- ・幅の狭い道路については、建替えの機を捉え道路空間を確保するため、後退部分の舗装及び側溝の整備、適正な管理を図ります。
- ・引き続き「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」に基づき、自転車適正利用指導や交通安全教室などに取り組み、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図るほか、「尼崎市自転車ネットワーク整備方針」に沿った自転車走行環境の整備を進めます。
- ・阪急園田駅北側について、駅へのアクセス性の向上や駅前の機能の拡充のため、引き続き交通広場部分の早期整備を進めます。
- ・阪急武庫之荘駅北ロータリーについては、利用者の安全性向上を目指し引き続き調整を進めていきます。

4 自動車駐車場（本編 P.44）

【方針】

適切な駐車場整備を促進します。

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・「尼崎市住環境整備条例」に基づき、10戸以上の共同住宅を建築する際に駐車場の設置に努めています。（平成26年度から29年度までの累計実績：199件）
- ・「尼崎市建築物における駐車場の附置等に関する条例」（以下「附置義務条例」という。）に基づき、商業系用途地域に一定規模以上の建築物を建築する際に駐車場の附置を義務付けています。（平成26年度から29年度までの累計実績：6件）
- ・平成29年度に附置義務条例の改正を行い、安心して歩いて暮らせる都市環境の形成を目指し対象となる建築物の規模や敷地外への設置の基準等を緩和しました。
- ・駐車場法に基づき、路外駐車場を設置した際には市に届出を必要としています。（平成26年度から29年度までの累計実績：7件）

【今後の取組の方向性】

- ・共同住宅を建築する場合において必要となる駐車場台数のうち、敷地内に設置する台数の基準を検討します。

5 自転車駐車場（本編 P.44 - 45）

【方針】

放置自転車を抑制し駐車秩序の確立を図ります。

【進捗管理のための指標】

- ・ 放置自転車台数（単位：台）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	3,086	2,045	1,169	570	319

- ・ 市内の自転車駐車場における総収容台数（単位：台）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	41,882	42,975	43,444	43,898	43,967

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 駅前の放置自転車の減少を目指し、平成 24 年度に市立 JR 尼崎駅南自転車駐車場他 2 箇所に指定管理者を導入し、効果検証後、平成 27 年度にすべての市立自転車駐車場に拡大しました。導入後、自転車駐車場への誘導を行っていることや撤去回数の増加等により、放置自転車台数が大幅に減少してきています。
- ・ 自転車駐車場の収容台数を増加させるため、平成 26 年度から民間が整備・設置する駐輪場に関する補助制度を創設し、平成 29 年度末で 726 台分整備されました。
- ・ 放置自転車防止に向けた取り組みとして、バリケードに代わるサインキューブを平成 29 年度に主要駅へ導入し、さらに市内各駅への導入を進めています。
- ・ 「尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例」により、近隣商業地域及び商業地域内において商業施設に自転車駐車場の設置を義務付けています。（平成 26 年度から 29 年度までの実績：7 件）
- ・ 「尼崎市住環境整備条例」に基づき、10 戸以上の共同住宅（平成 31 年 5 月 1 日以後に事前協議申請書等が提出されたときは、全ての共同住宅）を建築する際に自転車駐車場の設置を義務付けています。（平成 26 年度から 29 年度までの実績：199 件）
- ・ 平成 30 年度に商業施設及び共同住宅における駐輪場の附置基準の改正を行い、対象範囲を拡大します。（平成 31 年 5 月施行予定）

【今後の取組の方向性】

- ・ 商業施設や共同住宅における駐輪場附置義務制度の改正により、更なる放置自転車の減少に向けての取組を進めます。

III. 市街地整備（本編 P.47 - 53）

（方向性）

土地の高度利用や都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災性の改善などを図る必要がある区域において、地域の課題に対応し、安心して生活できる安全で魅力ある市街地整備を進めます。

【方針】

- ①既成市街地の更新に取り組みます。
- ②駅前の活力あるまちづくりに取り組みます。
- ③まちの防災性や住環境の向上を図ります。
- ④地区計画など地域主体のルールづくりを支援し、地域主体のまちづくりを促します。
- ⑤地区計画などの活用により、地区の魅力を向上させるまちづくりに取り組みます。
- ⑥フェニックス埋立地は、魅力的な市街地として適切な土地利用を誘導します。

【進捗管理のための指標】

- ・市街化区域内において、建築物が更新された土地面積（累計）（単位：ha）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	16.4	46.0	80.3	111.9	

- ・駅前の商業・業務地（約166ha）における建築物のうち商業・業務施設の割合（単位：％）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	20.4	32.4	30.7	30.5	

- ・防災街区整備地区計画内において、建替えに併せて道路拡幅された部分の割合（累計）（単位：％）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	1.3	1.6	2.6	3.1	4.0

- ・地区計画など、地区のルール作りに向けて活動中のまちづくり協議会等の団体数（単位：団体）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	3	4	4	4	5

- ・地区計画など、地域のルールの策定件数（累計）（単位：件）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	38	38	38	38	40

（40件の内訳：地区計画 30件、地域の自主的なまちづくりルール：10件）

- ・フェニックス事業用地における埋立竣工済面積（総事業面積：約 113ha）（単位：ha）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	55.6	55.6	55.6	55.6	55.6

- ・フェニックス事業用地において事業者分譲を行った面積（累計）（単位：ha）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	0	2.8	2.8	2.8	2.8

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・地区計画等が定められている区域内において、土地の区画形質の変更や、建築物等の建築や工作物の建設をする場合、届出制度に基づいて、地区のまちづくり方針に沿った指導を行っています。

地区計画区域内における建築等の行為に係る届出件数（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	124	173	109	79	67

- ・密集市街地においては、防災街区整備地区計画により建替えに合わせた地区の防災性の向上を図っており、平成 29 年度に下坂部川出地区において、5 件目となる防災街区整備地区計画を策定しました。
- ・防災街区整備地区計画区域内において、狭あい道路に接する土地において新築等を行うことにより生じる後退用地の整備及び幅員 4 メートル未満の道路拡幅整備等を行うことにより、道路空間を確保し、地域住民の日常生活における利便性の向上及び、災害時における安全の確保を図っています。

密集住宅市街地道路空間整備事業の整備実施延長累計（単位：m）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	105.4	132.8	209.5	257.3	325.0

- ・防災街区整備地区計画区域内において、建替えが難しい狭小地や無接道地とその隣接地を統合し、住宅を建築した場合に補助金を交付する隣地統合促進制度を平成 30 年度から開始し、建替促進による防災性向上を図っています。
- ・戸ノ内地区においては、平成 27 年度に住宅地区改良事業が完了し、平成 30 年度に住宅市街地総合整備事業が完了予定であり、道路拡幅や公園整備等により、地域の防災性向上と良好な住環境の形成が進んでいます。
- ・きめ細かなまちづくりを誘導するため、地区計画制度を補完する「地区まちづくりルール制度」を平成 28 年度に創設し、ルールの策定及び定着に向けた活動が進んでいます。（登録まちづくり活動団体数：5、認定ルール数：3）〈再掲〉
- ・良好な住環境の保全及び地域の豊かなまちづくりの形成を目的として、平成 29 年度に「塚口北地区地区計画」が策定され、同地区において地区まちづくりルールの活用による良好な住環境形成に向けた活動が始まっています。〈再掲〉
- ・平成 28 年度末に策定した「尼崎市立地適正化計画」において、医療、福祉、商業などの都市

の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、各種サービスの効率的な提供が図られることを目的に、広域拠点及び地域拠点として位置付けている駅周辺の商業地を、都市機能誘導区域に設定しました。〈再掲〉

- ・阪神尼崎駅周辺地区においては、歴史・文化という新たな都市イメージの付加による、市民のまちに対する誇りや愛着の醸成と交流人口の増加による地域経済の活性化を目指し、平成 28 年度から尼崎城址公園や既存校舎を活用した歴史館機能等の整備を行う「都市再生整備計画事業」を実施しています。
- ・JR 尼崎駅南地区については、広域拠点としてふさわしい土地利用を誘導するため「JR 尼崎駅周辺（南地区）の土地利用誘導方針」を平成 28 年度に策定しました。〈再掲〉
- ・JR 塚口駅東側の工場跡地における大規模な土地利用転換において、適正な土地利用誘導のために平成 26 年度に「JR 塚口駅東地区地区計画」を策定し、良好な住環境の形成に寄与する民間開発が行われました。
- ・フェニックス用地については、平成 30 年 1 月にふ頭用地において自動車関連企業が操業開始したほか、分譲に向けて兵庫県が整備を進めており、早期の土地利用を目指して市としても働きかけを行いました。
- ・全国的に空家の増加が社会問題となる中、空家等に関する対策を体系的に整理し、「尼崎市空家等対策計画」を平成 29 年度に策定し、空き家の除却・建替えや利活用、発生抑制、適正な管理の促進等、総合的に空家等対策を進めていきます。

【今後の取組】

- ・引き続き地区計画やまちづくりルール制度等様々な制度の活用により、地区の特性に応じた良好な住環境の形成及び防災性の向上を目指した地域の活動への支援を行います。〈再掲〉
- ・密集市街地の改善に当たっては、隣地統合促進制度の周知に努めるほか、新たな施策の実施に向けた検討を行います。また、防災街区整備地区計画区域内の道路空間の確保を進め、道路後退用地の測量の実施や寄付による取得などの検討を行います。
- ・依然として防災上の課題のある密集市街地は市内に多数あることから、地区計画を策定していない地域においても、住民に対する防災意識の高揚、協働によるまちづくり意識の醸成を図り、安全・安心なまちづくりへの支援を行います。
- ・「尼崎市空家等対策計画」に基づき、以下の取組を検討します。
 - a. 空家所有者等の管理意識・知識の向上
空家相談会の開催や啓発チラシの配布等により、意識啓発と情報発信を推進します。また、法務や不動産等の関係団体（以下、「関係団体」という。）と協力・連携し、相談体制を整備します。
 - b. 老朽危険空家等の管理不全対策の推進
管理不全が進行した空家等については、所有者への指導等を通じて除却を迅速に進めるとともに、所有者不明空家等への対策を講じることにより管理不全対策に取り組みます。
 - c. 空家等の流通・利活用の促進
リフォーム等を実施すると利活用が可能な空家等については、リフォーム等の実施を支援す

ることにより、流通・利活用を図ります。

d. 空家等の除却・建替え・跡地活用の促進

老朽化が著しく、リフォームに多額の費用がかかるなど、利活用が難しい空家等については、除却・建替え・除却した跡地の活用を促進します。

e. 事前対策による空家等発生抑制

市の関連部局や関係団体と連携し、高齢者を中心とした建物所有者の意識向上を図り、空家等発生抑制に取り組みます。

f. 空家等の適正な管理の促進

継続的に空家等の実態を把握し、関係団体と連携して空家等管理の支援の仕組みを整えるなど、空家等の適正な管理を促進します。

g. まちづくりによる取り組みの推進

街区単位など、隣接する建物等を含めた接道条件の確保や共同化等、複数の権利者の合意を前提とした取り組みを推進します。

- ・大規模な土地利用転換においては、なるべく早い段階から市の考え方を事業者理解を求め、良好な開発に誘導する仕組みを研究します。
- ・引き続き公共建築物跡地の活用については、原則として売却する中で、住民の意見を聞きつつ民間活力手法により良好な住宅用地や公園、道路その他地域に必要な各種施設の誘導や、環境や景観、コミュニティ形成への配慮も検討し、周辺地域を含めたまちづくりが行われるよう促します。
- ・フェニックス用地については、引き続き兵庫県との連携を図りつつ、早期の土地利用を目指します。
- ・今後、無秩序な開発等により防災上、道路ネットワークが不十分となることが想定される地区（食満、阪急塚口駅北など）については、対応策を検討していきます。

IV. 都市環境（本編 P.54 - 66）

（方向性）

市民、産業界、行政が一丸となって環境と経済の両立をめざしながら、持続可能な社会の形成のため、循環型及び低炭素まちづくりを推進します。

また、河川や水路、運河、海岸などの豊かな水辺があり、まちなかに緑があふれ、多様な命がいきづき、季節を肌で感じることができるまちをめざします。

緑は、人々の憩いの場、レクリエーションの場としてうるおいとやすらぎを与えるだけでなく、大気の浄化やヒートアイランド対策など環境負荷の低減や災害時の安全性の確保に効果を発揮します。そのため、公園緑地の整備のほか、道路や鉄道沿線の緑化、建築物敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化などにより都市緑化を推進するとともに、運河や河川も含めた水辺と緑のネットワークの充実を図ります。

1 環境の保全、改善と創造（本編 P.56 - 58）

【方針】

- ①臨海地域において自然環境の回復や環境創造のまちづくりを市民・事業者・行政が協働で進めます。
- ②生物多様性に配慮した、人と環境が共生するまちをめざします。
- ③自然林などの活用を通して環境保全意識の醸成に努めます。
- ④自動車公害対策を推進します。
- ⑤低炭素社会の形成をめざします。
- ⑥循環型社会の形成をめざします。

【進捗管理のための指標】

- ・ 尼崎の森中央緑地の整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	23	51	59	59	59

- ・ 身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	61.0	44.2	64.5	66.0	66.0

- ・ 主要幹線 16 路線に面する地域にある評価対象戸における環境基準達成率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	97.2	97.4	97.9	98.0	98.6

- ・ 市内主要幹線沿いの二酸化窒素測定所における環境基準達成率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	100	100	100	100	100

- ・市内における二酸化炭素の年間排出量（単位：千トン/年）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	3,447	3,225	3,120	3,292	未確定

- ・焼却対象となるゴミの年間排出量（単位：トン/年）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	141,043	138,217	137,473	135,525	134,598

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・臨海地域においては、活力あるまちの再生に向け、「尼崎 21 世紀の森構想」に基づく取組を進めています。
- ・平成 28 年度に改定した「尼崎 21 世紀の森づくり行動計画」の進捗状況をはかる指標の一つとして、目標値による評価に加え、臨海部で活動する市民、企業・団体等の取組におけるエピソードや意見を可能な限り集約・分析して今後の活動の改善につなげる「エピソード評価」を試行しました。また、兵庫県立尼崎の森中央緑地や北堀運河を中心に、イベントや環境学習を開催し、臨海部の魅力発信や森づくりを推進しました。
- ・市が行う事務・事業における生物多様性への配慮について整理した「尼崎市生物多様性保全・創出ガイドライン」を平成 28 年度に策定しました。
- ・再生可能エネルギーの活用として、平成 26 年度から太陽光発電設備の公共建築物への屋根貸しを開始し、平成 26 年度に 2 件（あこや学園、尼崎市立尼崎高等学校）、平成 27 年度に 1 件（武庫公民館）行いましたが、既存の公共建築物については適したものがないことから、平成 28 年度以降の募集を休止しています。
- ・平成 27 年度から一定規模以上の住宅開発の際に、各住宅において電力を管理するシステムの導入と地域における電力の使用状況を把握できるシステムを導入するとともに、このシステムを活用しながら、地域経済の活性化に繋がる仕組みが構築された街区を「尼崎版スマートコミュニティ」として認定し、支援する制度を設けています。平成 27 年度に 1 件認定を行いました。
- ・第 2 次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画については、パリ協定の発効など国内外の動向を踏まえた計画とするため、改定を行いました。（予定）
- ・レアメタル等の有用金属のリサイクル推進のため、平成 27 年度から「自己搬入ごみ」を対象に開始した小型家電のリサイクルについて、平成 28 年度から「金属製小型ごみ」、「大型ごみ」、「臨時ごみ」も対象としました。さらに平成 29 年度からは「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」へ参加し、市内で開催される環境イベント等で使用済み携帯電話等の回収を行っています。
- ・食品ロス削減を目指し、実態を把握するため平成 29 年度から生ごみの組成分析を開始したほか、市民や事業者に対して啓発を行っています。また、生ごみを有効活用する方法として生ごみたい肥化講習会の開催や、生ごみ処理機等の購入費補助を行っています。
- ・猪名川自然林については、自然と文化の森協会による小学生を対象とした体験学習を実施して

います。佐璞丘公園については、自然と文化の森構想に基づく、万葉の森佐璞丘再生プロジェクトに取り組み、樹木板の設置や地域の清掃活動等を実施しており、市民を中心とした環境保全の取組が進められています。

- ・事業者が自主的かつ率先的な環境保全活動を行うことによって、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全し、地域の快適な環境の創造や地球環境の保全に資することを目的として、市内 32 社 33 事業所と環境保全協定を締結しています。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も引き続き、尼崎臨海地域を魅力と活力あるまちに再生するため、「森と水と人が共生する環境創造のまち」の実現に向けて、県民や企業等の参画と協働を得て、地域に愛され、学びや楽しみの場として幅広い利活用がなされる、地域に親しまれる森づくりをめざします。
- ・あまがさき環境オープンカレッジを通じて、市内の自然環境や生き物について学べる講座を開催していくとともに、市内に残る自然環境とそこに生息する生物の保全活動について市民団体と協力しながら検討していきます。
- ・「尼崎版スマートコミュニティ」認定制度を活用しながら、街区レベルでのエネルギー管理と地域経済の活性化などを両立できる開発を支援していきます。また、再生可能エネルギーがなるべく市内で循環するようエネルギーの地産地消・融通について検討をしていきます。
- ・引き続きごみの減量・リサイクルを推進し、平成 37 年度に耐用年数を迎えるクリーンセンター第 1 工場の建替えを不要とする処理体制を構築します。

2 緑の保全と創出（本編P.58 - 61）

【方針】

- ①自然林や社寺林などの保全を図ります。
- ②都市緑化を進めます。
- ③適切な都市公園の配置や整備について検討します。
- ④利用者の意見を取り入れた、誰もが利用しやすい公園緑地の整備に取り組みます。
- ⑤都市農地の保全と活用を進めます。

【進捗管理のための指標】

- ・保護樹木（樹林）の総指定面積（単位：㎡）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	77,423	77,423	77,423	77,423	78,090

- ・住環境整備条例に基づく開発事業緑化面積（累計）（単位：㎡）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	262,399	281,692	294,125	306,093	314,539

- ・環境の保全と創造に関する条例に基づく建築物緑化面積（累計）（単位：㎡）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	53,940	57,636	62,216	70,530	72,342

- ・公共施設の緑化に係る実績（累計）（単位：本）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	8,421	10,694	26,844	27,428	27,701

- ・都市公園の整備面積（累計）（単位：ha）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	192.01	200.15	203.18	203.22	203.19

- ・新設または大規模な再整備の際にワークショップを実施した公園数（累計）（単位：箇所）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	10	11	11	11	11

- ・生産緑地地区の指定面積（単位：ha）＜再掲＞

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	79.9	78.2	77.4	76.0	74.6

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・自然林や社寺林などの保全を図るため、「尼崎市の環境をまもる条例」により、保護樹木（樹林）を指定しています。
- ・都市緑化を進めるため、「尼崎市住環境整備条例」に基づく開発基準や、「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」等により、一定規模以上の開発事業時に緑地を創出させており、毎年増加しています。
- ・平成 28 年度に「尼崎市住環境整備条例」に基づく開発基準（技術基準）を一部改正し、緑地の確保とともに沿道緑化の誘導を図り、1006.8 m²が沿道に整備されました。
- ・「尼崎市住環境整備条例」に基づく公園の開発基準について、本市の都市特性に応じた都市公園の配置基準や都市計画法の開発許可基準との整合を図るため、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存する場合に公園の整備に代えて一定規模の緑地を整備することとする内容に見直しを行いました。
- ・都市公園の整備については年次的に進めており、平成 28 年度には宮の北公園の都市計画変更を実施し、平成 30 年度には城内地区のまちづくりの一環として尼崎城址公園の都市計画変更を実施し、整備を行っています。
- ・平成 26 年度に塚口墓前公園の整備にかかるワークショップを開催し、平成 27 年度に塚口清水公園として整備を実施しました。
- ・臨海工業地域において集客施設・親水空間施設といったレクリエーション施設などの複合的な機能を導入した「兵庫県立尼崎の森中央緑地」が順次整備されています。

＜兵庫県立尼崎の森中央緑地の整備実績＞

平成 26 年度	小学生をはじめとする環境学習、植樹・育樹やまちづくり活動の拠点となるパークセンターが開設
平成 27 年度	県立公園では最大級となる大芝生広場（約 2.4ha）がオープン
平成 28 年度	森の遊具を設置
平成 29 年度	茅葺き民家の移築・復元、遊具を設置
平成 30 年度	都市緑地部分 18.9ha を全面開園、茅葺き民家周辺を整備

- ・市内農地の保全を図るため、生産緑地地区の指定基準について、平成 29 年度に一団地として認められる要件を緩和し、さらに面積要件についても平成 30 年度に「500 m²以上」から「300 m²以上」へと緩和する条例を制定しました。＜再掲＞
- ・都市農地の保全と市民のレクリエーションの場の提供を目的とし、市民農園、体験型市民農園の運営及び開設に係る支援事業を行っています。平成 29 年度には武庫地区で 1 箇所の市民農園を新規開設しました。
- ・平成 29 年度に生産緑地地区の関係法令の改正等に合わせて市民農園の開設対象農地の範囲を拡げるため、市民農園の指定要件を概ね「500 m²以上」から「300 m²以上」に緩和しました。
- ・平成 29 年度に意欲のある農業者に対し、安定して営農を継続していくための支援策として「尼崎市認定農業者制度」を創設しました。＜再掲＞
- ・市民ボランティアの協力を得ながら、尼崎の伝統野菜である尼諸栽培などに取り組み農地保全

に努めています。

- ・平成 29 年度に実施した農業公園のボタン園及びハナショウブ園の改修工事では、株分けや植え付けを市民ボランティアと協働で行うことにより、市民が身近な自然に触れることができる環境や貴重な機会を提供しました。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も引き続き、「尼崎市緑の基本計画」に基づき、市民や事業者と協働で「関わる」「活かす」「守り育てる」「工夫してつくる」ことにより、緑の質を高める取組を進めます。
- ・長期未着手の都市計画公園・緑地の都市計画変更手続きを進めると共に、存続するものについては、整備の推進に向けた検討を行います。
- ・指定から 30 年を経過した生産緑地地区を引き続き同様の扱いとする「特定生産緑地制度」が創設されたことを受け、平成 34 年までに指定を行うとともに、生産緑地制度に関し改めて周知を行い、生産緑地地区の指定面積の維持に努めます。〈再掲〉
- ・尼崎市都市緑化植物園として位置づけられている上坂部西公園や、大気汚染対策緑地として整備された元浜緑地等の緑化普及啓発フィールド公園で、ボランティアとの協働で進めている緑の普及啓発活動を拡充していきます。
- ・周辺農地と一体となった田園景観を有し、市民に花と緑豊かな環境を提供している農業公園について、公園の目的を整理した上で、目的に沿った取組や事業を推進できるよう、地域や関係団体とそのあり方の検討をしていきます。
- ・都市農業をとりまく環境の変化、市民の意識やニーズに対応していくため、農家アンケートの結果の分析を進めながら、将来を見据えた有効な農地保全、農業振興策の実施に繋げていきます。〈再掲〉

3 下水道（本編 P.61 - 63）

【方針】

- ①下水道施設の計画的な更新を行います。
- ②下水道施設の有効利用を図ります。
- ③合流式下水道の改善と高度処理・省エネルギー化を推進します。

【進捗管理のための指標】

- ・改築、更新計画において対象路線となっている管渠延長の整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	19.5	30.9	34.1	38.9	50.0

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・「尼崎市下水道中期ビジョン」（平成 24～33 年度）に基づき、経年劣化した下水道施設の計画的な改築・更新を進めています。
- ・下水道施設の有効利用の一つとして、浄化センターや中継ポンプ場の一部を津波等一時避難場所に指定しています。（3 箇所）

【今後の取組の方向性】

- ・平成 34 年度に策定予定の次期「尼崎市下水道中期ビジョン」に基づき、引き続き下水道施設の計画的な改築・更新を進めていきます。

4 河川、水路、運河（本編 P.63 - 64）

【方針】

- ①総合的な治水対策とあわせて環境保全と親水性の向上を図ります。
- ②水質の浄化と親水空間の創出に取り組みます。

【進捗管理のための指標】

- ・ 庄下川都市基盤河川改修事業における対象路線の整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	43	43	43	47	52

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 「21 世紀の尼崎運河再生プロジェクト」に基づき、尼崎キャナルガイドの養成講座や「うんぱく」等の各種イベントを開催し、企業と市民の相互交流や運河を核とした魅力ある地域づくりを推進します。

「21 世紀の尼崎運河再生プロジェクト」の実績（単位：回）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
環境学習事業（小学校 3・4 年生）	6	6	6	8
尼崎キャナルガイド養成講座	6	6	8	7
オープンキャナルディ	12	12	12	12

- ・ 平成 29 年度に総合治水対策基本ガイドラインを作成しました。
- ・ 庄下川において治水機能の強化、老朽化護岸の改修を図り、洪水災害を防止するために、庄下川都市基盤河川改修事業を行っています。

【今後の取組の方向性】

- ・ 庄下川都市基盤河川改修事業は引き続き計画的に進め、治水機能の強化を図ります。
- ・ 水路網再編計画策定に向けて計画的に調査を進めます。

5 港湾施設（本編 P. 64）

【方針】

緑地整備などによる臨海部の環境の向上を図ります。

【進捗管理のための指標】

- ・ 臨海部における港湾緑地面積（累計）（単位：ha）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 臨海部における環境の向上の一躍を担う港湾緑地の整備を進めています。

【今後の取組の方向性】

- ・ 近年の尼崎西宮芦屋港をとりまく社会・経済情勢の変化、港湾に関する新たな要請・動きなどに応えるため、港湾計画の改訂に向けた検討を進めます。

6 ごみ焼却施設（本編 P.64 - 65）

【方針】

ごみ焼却施設の長寿命化や環境に配慮した施設の更新、機能向上に取り組みます。

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ごみ焼却施設の施設改築、延命化に係る事業の実績は以下のとおりです。

年度	内容
H25 年度	①資源リサイクルセンター延命化工事
H26 年度	①資源リサイクルセンターの延命化工事 （選別施設の残渣コンベア等更新） ②第 1 工場の延命化工事（自動制御装置更新） ③第 2 工場の延命化工事（ボイラー過熱器管等更新）
H27 年度	①第 1 工場の延命化工事（自動制御装置更新） ②第 2 工場の延命化工事（ボイラー過熱器管等更新）
H28 年度	①資源リサイクルセンターの延命化工事 （選別施設の残渣コンベア等更新） ②資源リサイクルセンターの補修工事（空調設備更新及び外壁改修工事） ③第 2 工場の延命化工事（ボイラー過熱器管等更新）
H29 年度	①第 2 工場の延命化工事（3 次過熱器及びクレーンバケット更新）

- 平成 30 年度にごみ処理施設の更新に向けた新ごみ処理施設整備基本構想を策定します。

【今後の取組の方向性】

- 基本構想に基づき、平成 31 年度に新ごみ処理施設整備基本計画の策定を予定しています。

7 卸売市場（本編 P.65）

【方針】

卸売市場の健全な運営などに取り組みます。

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・卸売市場の施設の修繕等の実績は以下のとおりです。

年度	内容
H25 年度	冷蔵庫棟屋上防水工事・屋上駐車場粉末消火設備ポンプ取替工事
H26 年度	冷蔵庫棟二酸化炭素消火設備ポンプ取替工事
H27 年度	冷蔵庫棟高圧受電設備改修工事
H28 年度	管理棟 2 階屋上防水工事
H29 年度	仲卸店舗棟通路等 L E D 照明化工事

【今後の取組の方向性】

- ・現在不在となっている水産物部卸売業者の入場に向け、関係者と連携しながら引き続き取り組みを進め、その動向を踏まえて、今後のあり方について検討します。

8 火葬場（本編 P.65）

【方針】

火葬炉の増炉など設備の強化などを検討します。

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 弥生ヶ丘斎場の施設改築等に係る事業の実績は以下のとおりです。

年度	内容
H25 年度	・ 火葬炉設備の電気設備 6 系列のうち 2 系列を更新 ・ 集塵装置にろ布 6 系列のうち 1 系列交換
H26 年度	・ 火葬炉設備の電気設備 6 系列のうち 2 系列を更新 ・ 集塵装置にろ布 6 系列のうち 1 系列交換
H27 年度	・ 火葬炉設備の電気設備 6 系列のうち 1 系列を更新
H28 年度	・ 火葬炉の耐火材 11 基のうち、1 基分全面積替 ・ 集塵装置にろ布 6 系列のうち 1 系列交換
H29 年度	・ 火葬炉の耐火材 11 基のうち、1 基分全面積替 ・ 集塵装置にろ布 6 系列のうち 1 系列交換

- ・ 平成 30 年度に火葬炉 2 基増設工事を実施しました。（予定）

【今後の取組の方向性】

- ・ 今後、火葬件数が増加することが予想されるため、運営体制の見直しなどを検討していきます。

V. 都市景観（本編 P.67 - 72）

（方向性）

本市の特性を活かし、「誇りと愛着と活力のある美しいまち」をめざし、面的な「まちなみ景観」、線的な「まちどおり景観」、点的な「まちかど景観」の各側面から、よりいっそう特色のある都市美形成を図ります。

1 用途地域による景観類型別の都市美誘導（本編 P.69）

【方針】

用途地域により景観を類型化し、その区分に応じて地域らしさを活かした都市美形成を誘導します。

- ①住居系地域
- ②商業系地域
- ③工業系地域

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・景観法に基づく景観計画として「尼崎市都市美形成計画」において、用途地域に応じた色彩や形態意匠の誘導基準を定めており、景観法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届け出を義務付け都市美形成を誘導しています。

景観法第 16 条に基づく届出制度に係る届出件数（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	89	79	64	75	103

【今後の取組の方向性】

- ・平成 23 年度に策定した「尼崎市都市美形成計画」の経過 10 年を目途に、計画の内容について点検を行います。

2 都市美形成上重要な地域などの都市美誘導（本編 P.70）

【方針】

幹線道路等沿道や鉄道沿線、景観が開けた河川・運河沿いなどの地域については、都市美アドバイザーから助言を行うなど、都市美誘導の重点化を図ります。

- ①主要駅周辺地域
- ②幹線道路等沿道・鉄道沿線
- ③河川・運河・海岸沿い
- ④歴史的景観を備えた地域
- ⑤その他

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・大規模建築物等の協議・届出対象に該当するもののうち市のイメージに大きな影響を及ぼすものについては、届出に先立って都市美アドバイザーチームとのデザイン協議を義務づけています。

都市美アドバイザーチームによる助言指導件数（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	68	64	37	50	49

- ・道路や公園などは、都市美形成ガイドライン（土木編）に基づき、景観への影響が大きいものについて、都市美アドバイザーチームとのデザイン協議を行っています。（平成 29 年度：2 件（尼崎城址公園、南武橋））
- ・平成元年 7 月から、寺町及びその隣接する地域（約 7.7ha）を「寺町都市美形成地域」に指定しており、当該地域内での新築、増改築等に当たっては、都市美アドバイザーチームとのデザイン協議及び届出を義務付けています。

寺町に係る届出制度に係る届出件数（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	3	1	3	1	1

- ・都市美に対する市民の意識の高揚及び都市全体と地域それぞれの魅力の向上を図ることを目的とし、「まちかどチャーム賞」を 5 年ごとに開催しています。平成 28 年度に「第 9 回まちかどチャーム賞」を開催し、4 部門 10 作品の表彰を行いました。
- ・市民の方にも、景観に興味をもっていただくため、様々な手法で PR を行っています。（H28 年度：市民向けパンフレット「まちのながめ」の改訂、H29 年度以降：「まちのながめ」のパネル展示とインスタグラムによる情報発信）

【今後の取組の方向性】

- ・寺町は引き続き歴史的景観の保全と活用を図ります。
- ・阪神尼崎駅周辺のサイン計画などについても、地域資源への円滑な案内、誘導を行えるよう都市美アドバイザーチームとのデザイン協議を行います。

・パネル展示やインスタグラム等による「まちのながめ」の情報発信及び普及啓発に引き続き取り組みます。

3 屋外広告物規制による都市美誘導（本編 P.71）

【方針】

適切な屋外広告物の規制・誘導を行います。

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 尼崎市屋外広告物条例に基づき、地域毎の許可基準を適用し屋外広告物にかかる設置許可、指導を行っています。

屋外広告物に係る規制・指導などに係る許可申請件数（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	479	481	509	525	487

- ・ 平成 26 年度に「尼崎市屋外広告物条例」を一部改正して広告塔、置き看板、自光式広告物塔、屋上板状広告物について規制強化し、平成 27 年度に壁面を利用する広告物に係る許可基準の運用を作成しました。
- ・ 屋外広告物の落下等事故の未然防止とともに良好な景観形成のため、市内に設置されている屋外広告物についての実態調査を行いました。平成 29 年度は山手幹線沿道に設置された屋外広告物の実態調査を行い、非常に危険なものはなかったものの、このままだと危険と思われる広告物 14 件及び許可の未申請物件 222 件が判明したため、必要な是正指導を進めています。（平成 29 年度：山手幹線、平成 30 年度：尼崎宝塚線）
- ・ 毎年、不法広告物の一斉指導・取締り除却・啓発活動を通じ、市民・事業者・行政の共働により、美しいまちを創出する取り組みを行っています。

【今後の取組の方向性】

- ・ 平成 31 年度以降も引き続き屋外広告物の実態調査を行い、必要な是正指導を進めていきます。

VI. 都市防災（本編P.73 - 80）

（方向性）

地震、火災、津波や水害などの防災対策については、阪神・淡路大震災や東日本大震災のほか、これまでに本市が経験した大型台風、集中豪雨など自然災害の教訓を活かし、被害を未然に防ぐとともに、災害が発生した場合に被害を最小限に抑えられるよう、災害に強いまちづくりを進めます。

また、ハザードマップなどの作成や防災に係る講習会の実施などを通じて、市民・事業者の防災に対する意識の向上を図るとともに、自主的に実施する防災訓練を支援するなど日ごろからの防災対策を促進します。

1 防災まちづくりの推進（本編P.76）

【方針】

災害に強いまちづくりを推進します。

【進捗管理のための指標】

- ・ 尼崎市の消防・防災体制に対して、安心感を持っている市民の割合（単位：％）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	66.4	78.4	73.6	79.6	76.5

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 地域防災力向上のため、自主防災会が実施する地域の防災マップづくりや防災訓練、防災講座などの防災活動を支援しています。

地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数（単位：回）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	41	46	44	48	46

地域が自主的に作る防災マップの作成地域数（累計）（単位：箇所）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	25	32	39	45	53

- ・ 法令改正や国、県の防災計画の修正、東日本大震災の教訓や新たな災害想定を踏まえて、平成26年度に地域防災計画の改訂を実施して以降、毎年修正しています。平成29年度は避難情報の名称変更や尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の策定を踏まえた修正を行いました。
- ・ 避難場所について市民・事業者への意識付けを行うと共に、来街者も含め災害時の円滑な避難行動につなげるため、指定避難場所と津波等一時避難場所を兼ねる小・中学校、高等学校等に向かう主要道路の電柱に誘導板を整備しました。
- ・ 国による浸水想定の見直しを受け、猪名川・藻川の洪水ハザードマップの更新を行いました。

【今後の取組の方向性】

- ・今後も毎年、地域防災計画の見直しを行い、市民の安全確保と災害による被害の軽減を目指し、市民・事業者・行政が一丸となって安全・安心のまちづくりを推進します。
- ・各種ハザードマップは、引き続き更新を行うとともに周知に努めます。

2 震災（本編 P.76 - 77）

【方針】

- ①建築物などの耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりに取り組みます。
- ②災害時のライフラインの機能確保に取り組みます。
- ③津波対策に取り組みます。

【進捗管理のための指標】

- ・市内の建築物のうち、新耐震基準適用後に建築された建築物の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	37.5	53.8	54.8	55.2	

- ・耐震化事業対象となっている水道管路の耐震化整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	40.8	41.1	42.8	43.9	46.2

- ・津波等一時避難場所の総収容可能人数（単位：人）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	184,650	258,110	300,290	328,490	360,840

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・改正された耐震改修促進法を受けた兵庫県耐震改修促進計画に基づき、平成 27 年度に「尼崎市耐震改修促進計画」を改定しました。
- ・建築物のうち、新耐震基準適用後に建築された建築物の割合が、毎年増加しています。
- ・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や改修に対する補助等を行う「建築物耐震化促進事業」を進めています。

＜平成 25 年度から 29 年度までの建築物耐震化促進事業に係る取組の実績＞

住宅の簡易耐震診断補助	296 棟（1268 戸）
住宅耐震改修工事費補助	74 棟（202 戸）
住宅耐震改修計画策定費補助	89 棟（91 戸）
簡易耐震改修工事費補助	6 棟（6 戸）

- ・平成 30 年に発生した大阪府北部地震でのブロック塀の倒壊事故を受け、住宅等のブロック塀撤去補助制度を創設し、運用を開始しています。また、ブロック塀を生垣に更新することによる減災効果などを狙った生垣設置助成事業を平成 30 年度に限り拡充して実施しています。
- ・平成 22 年度に策定された「水道・工業用水道ビジョン」（平成 22～31 年度）に基づき、耐震化事業対象となっている水道管路の耐震化を進めており、計画通りに整備できる見込みです。
- ・民間建築物への津波等一時避難場所の指定を進め、年々収容可能人数が増加しています。

- ・老朽化が進む橋梁の長寿命化を図るため、平成 26 年度末に策定した「尼崎市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、703 橋のうち平成 29 年度末までに 24 橋の工事を完了しました。〈再掲〉
- ・津波対策として、平成 27 年度に兵庫県が策定した「津波防災インフラ整備計画」に基づき、防潮堤の越流、沈下対策及び避難誘導スピーカー等の整備が進められています。

【今後の取組の方向性】

- ・尼崎市耐震改修促進計画では、平成 37 年までに住宅の耐震化率 97%を目標としており、達成のために引き続き支援施策により耐震化を促すとともに、市内の耐震性の低い建築物の所有者に対して、意識啓発の強化を図ります。
- ・平成 32 年度に策定予定の次期水道ビジョン（平成 32～41 年度）に基づき、引き続き水道管路の耐震化を進めていきます。
- ・南部臨海地域の事業所に対して津波からの避難方法等の啓発を実施していきます。

3 水害（本編 P.77 - 78）

【方針】

- ①総合的な治水対策を進めます。
- ②下水道施設の機能を強化します。
- ③臨海部の浸水対策について検討します。

【進捗管理のための指標】

- ・猪名川の河川整備計画における断面拡幅事業の整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	100	100	100	100	100

- ・武庫川の河川整備計画における断面拡幅事業の整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	7	7	9	13	14

- ・10年確率降雨対応のための対象ポンプのうち、増強を行ったポンプの基数（累計）
（単位：基）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	0	3	3	5	7

- ・透水性舗装の整備面積（単位：㎡）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
尼崎市事業	14,067	5,615	3,402	10,829	1,985
国・県事業	0	0	2,572	4,427	0
民間事業	6,061	12,508	5,964	5,902	5,576

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・平成 29 年度に総合治水対策基本ガイドラインを策定し、武庫地域振興センターの改修工事に併せて、平成 29 年度に雨水貯留浸透施設を設置しました。
- ・高潮、津波対策として、平成 27 年度 6 月に兵庫県が策定した「津波防災インフラ整備計画」に基づき、防潮堤の越流、沈下対策及び避難誘導スピーカー等の整備が進められています。＜再掲＞
- ・庄下川において治水機能の強化、老朽化護岸の改修を図り、洪水災害を防止するために、平成 14 年度より庄下川都市基盤河川改修事業を行っています。＜再掲＞
- ・平成 23 年度に策定した「下水道中期ビジョン」に基づき、雨水排除施設増強のため 6 年確率降雨強度から 10 年確率降雨強度に対応した対象ポンプの増強を進めています。
- ・臨海部の浸水対策として抽水場のポンプの更新を進めています。（平成 28 年度：電動ポンプ 1 基更新、平成 29 年度：エンジンポンプ用エンジン 1 基・電動ポンプ 2 基・低圧電気設備 1

施設分更新)

- ・適切な水路維持管理のため、平成 29 年度に主要排水路の現況調査を行いました。

【今後の取組の方向性】

- ・総合治水対策基本ガイドラインに基づいた雨水貯留浸透施設の整備等の取組を市民・事業者とともに進めます。
- ・雨水流出抑制のため、雨水貯留管や一時貯留施設の整備に取り組みます。
- ・引き続き抽水場の改築に順次取り組みます。
- ・水路網再編計画策定に向けて計画的に調査を進めます。〈再掲〉

4 火災（本編 P.78 - 79）

【方針】

- ①建築物の不燃化を促進し、火災に強い市街地を形成します。
- ②避難地、避難路の防災機能の向上を図ります。
- ③密集市街地の改善による災害に強い安全で安心なまちづくりを進めます。
- ④消防水利を確保し消防活動を円滑に進めます。

【進捗管理のための指標】

- ・ 防火地域及び準防火地域の面積（単位：ha）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	3,241	3,255	3,255	3,225	

- ・ 防火地域、準防火地域における老朽木造建築物の数（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	42,802	41,594	40,021	39,006	

- ・ 防火水槽の総基数（単位：基）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	918	929	948	959	956

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 用途地域の変更や地区計画策定に際し、準防火地域の指定を行いました。
- ・ 密集市街地においては、防災街区整備地区計画により建替えに合わせた地区の防災性の向上を図っており、平成 29 年度に下坂部川出地区において、5 件目となる防災街区整備地区計画を策定しました。〈再掲〉
- ・ 防災街区整備地区計画区域内において、狭あい道路に接する土地において新築等を行うことにより生じる後退用地の整備及び幅員 4 メートル未満の道路拡幅整備等を行うことにより、道路空間を確保し、地域住民の日常生活における利便性の向上及び、災害時における安全の確保を図っています。〈再掲〉
- ・ 密集市街地の改善にあたっては、防災街区整備地区計画区域内において、建替えが難しい狭小地や無接道地とその隣接地を統合し、住宅を建築した場合に補助金を交付する隣地統合促進制度を平成 30 年度から開始し、建替促進による防災性向上を図っています。〈再掲〉
- ・ 老朽化した公設防火水槽の調査を実施し、防火水槽の安全性、性能の評価等を行い、計画的に長寿命化のため補強等を行っています。平成 30 年度からは漏水しているものなどを優先に調査を実施し、適切な防火水槽の維持管理を図っています。

【今後の取組の方向性】

- ・ 密集市街地の改善にあたっては、隣地統合促進制度の周知に努めるほか、新たな施策の実施に

に向けた検討を行います。また、防災街区整備地区計画区域内の道路空間の確保を進め、道路後退用地の測量の実施や寄付による取得などの検討を行います。〈再掲〉

- ・依然として防災上の課題のある密集市街地は市内に多数あることから、地区計画を策定していない地域においても、住民に対する防災意識の高揚、協働によるまちづくり意識の醸成を図り、安全・安心なまちづくりへの支援を行います。〈再掲〉
- ・平成 28 年に発生した糸魚川大規模火災の教訓を踏まえ、強風下における火災活動要領を策定するなど、火災に強いまちづくりを目指します。